

秦野市カルチャーパーク条例施行規則

(平成 28 年 3 月 31 日規則第 23 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秦野市カルチャーパーク条例(平成 27 年秦野市条例第 26 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(修景施設及び管理事務所)

第 2 条 秦野市カルチャーパークに、条例第 3 条に定める構成施設及び駐車場のほか、広場、花壇、池、園路その他の修景施設を整備し、それらを管理するため、カルチャーパーク内に管理事務所を置く。

2 前項の管理事務所には、文化スポーツ部スポーツ推進課及び建設部公園課を配置する。

(基金の区分及び目的)

第 3 条 秦野市カルチャーパーク基金は、次の各号に掲げる基金の区分に応じ、それぞれの各号に掲げる施設の整備のために管理される。

- (1) ステージ基金 文化会館
- (2) ライブラリー基金 図書館
- (3) ベストレコード基金 陸上競技場
- (4) スプラッシュ基金 水泳プール
- (5) クリーンヒット基金 野球場
- (6) スマッシュ基金 庭球場
- (7) アリーナ基金 総合体育館
- (8) プレイキッズ基金 中央こども公園
- (9) パークトータル基金 構成施設を限定しないカルチャーパーク全体

(寄附金の態様)

第 4 条 条例第 6 条第 1 号に規定する寄附金の態様は、次のとおりとする。

- (1) 寄附申出書(第 1 号様式)の提出による寄附金
- (2) 寄附受付箱への投入による寄附金
- (3) 秦野市ふるさと基金の設置、管理及び処分に関する条例(平成 28 年秦野市条例第 8 号)第 6 条第 1 項の区分のうち、カルチャーパークに係る用途を指定された寄附金

2 前条各号の基金の区分が指定されない寄附金は、同条第 9 号の区分に係る寄附金として取り扱う。

(基金台帳の整備等)

第5条 市長は、基金の適正な管理を図るため、基金台帳(第2号様式)を備える。

(公表)

第6条 市長は、基金の現在高及びその内訳、基金の運用により行った事業の概要その他基金の運用状況を公表する。

(様式)

第7条 この規則の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第16号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	寄附申出書	第4条
第2号様式	基金台帳	第5条